

# 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

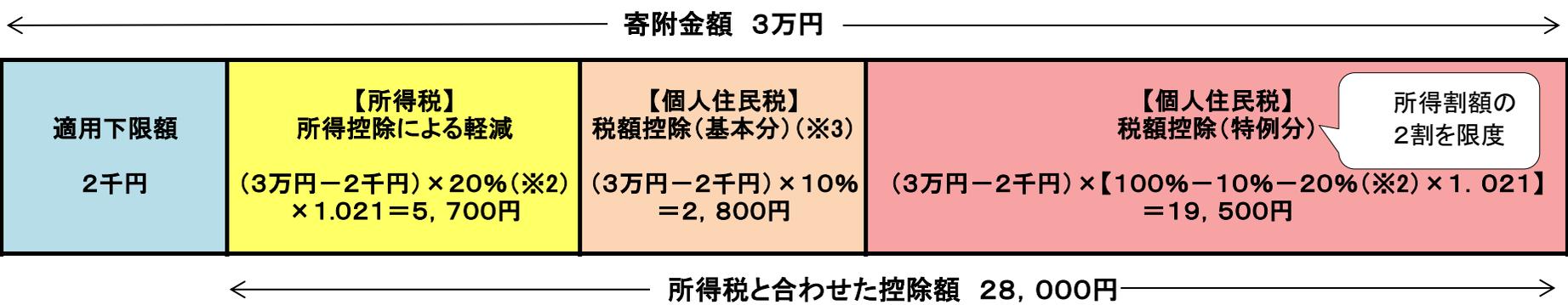
## ふるさと納税による控除の概要

●都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、2,000円を超える部分については、次のとおり所得税・個人住民税から所得控除・税額控除として控除されます。

- ① 所得税については、所得金額の40%を限度に、(寄附金-2,000円)を所得控除(したがって、【(寄附金-2,000円)×所得税率】の所得税額が少なくなる)
- ② 個人住民税については、【(寄附金-2,000円)×10%】を税額控除
- ③ ②に追加して、下記計算式で求めた特例分を、個人住民税の所得割額より控除  
 特例分=【(寄附金-2,000円)×(100%-10%-所得税率×1.021)】(所得割額の2割を限度)

※ 平成26年12月31日以前のふるさと納税につきましては、特例分の限度額は所得割額の1割となります。

## 【控除のイメージ(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し、平成27年に3万円の寄付をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~40%の間で変動する。  
 ※3 税額控除(基本分)については、対象となる寄附金額は総所得金額等の30%を限度とする。